

泉大津市議会令和8年第2回定例会会議事項

(令和8年6月17日)

# 会 議 事 項

種 別	番 号	事 件 名	ページ
報 告	1 0	令和7年度泉大津市一般会計予算の繰越明許費に係る経費の繰越しの件	3
同	1 1	令和7年度泉大津市介護保険事業特別会計予算の繰越明許費に係る経費の繰越しの件	7
同	1 2	令和7年度泉大津市下水道事業会計予算の繰越しの件	1 1
議 案	3 4	泉大津市行政手続条例の一部改正の件	1 5
同	3 5	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件	2 3
同	3 6	泉大津市市税条例の一部改正の件	2 9
同	3 7	動産買入れの件	3 9
同	3 8	動産買入れの件	4 3
同	3 9	動産買入れの件	4 7
同	4 0	本市の区域内にあらたに生じた土地の確認の件	5 1
同	4 1	町区域の一部変更の件	5 5
同	4 2	指定管理者の指定の件	5 9
同	4 3	令和8年度泉大津市一般会計補正予算の件	6 3

報告第10号

## 令和7年度泉大津市一般会計予算の繰越明許費に係る経費の繰越しの件

令和7年度泉大津市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、市議会に報告する。

令和8年6月17日提出

泉大津市長 南 出 賢 一



# 令和7年度泉大津市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2 総務費	1 総務管理費	災害対策事業	9,983,000	9,983,000				9,900,000		83,000
2 総務費	1 総務管理費	庁舎施設整備事業	242,313,000	146,811,000				110,100,000		36,711,000
2 総務費	4 戸籍住民登録費	戸籍事務事業	4,133,000	4,133,000		4,133,000				
2 総務費	4 戸籍住民登録費	住基・印鑑登録事務事業	935,000	935,000		935,000				
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援 手当支給事業	220,391,000	13,761,000		13,761,000				
6 商工費	1 商工費	産業振興対策事業	578,580,000	542,542,000		542,542,000				
7 土木費	2 道路橋りょう費	駐車場事業	13,119,000	12,919,000	12,919,000					
7 土木費	4 都市計画費	泉大津駅西地区 周辺整備事業	53,982,000	30,463,000		7,600,000		20,500,000		2,363,000
7 土木費	6 住宅費	二田・寿市営住宅 整備事業	162,682,000	157,680,000		113,780,000		28,500,000		15,400,000
7 土木費	6 住宅費	市営住宅維持管理事業	250,000	250,000						250,000
8 消防費	1 消防費	消防施設整備事業	4,234,000	3,565,000						3,565,000
9 教育費	2 小学校費	小学校施設整備事業 (資産活用課)	1,561,055,000	1,561,055,000		297,766,000		1,263,000,000		289,000
9 教育費	2 小学校費	小学校施設整備事業 (教育政策課)	25,328,000	25,328,000		9,511,000		15,800,000		17,000
9 教育費	3 中学校費	中学校施設整備事業 (教育政策課)	15,907,000	15,907,000		5,302,000		10,600,000		5,000



報告第 1 1 号

## 令和 7 年度泉大津市介護保険事業特別会計予算の繰越明許費に係る経費の繰越しの件

令和 7 年度泉大津市介護保険事業特別会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により、市議会に報告する。

令和 8 年 6 月 1 7 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一



# 令和7年度泉大津市介護保険事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源 円	未収入特定財源				一般財源 円
						国庫支出金 円	府支出金 円	地方債 円	その他 円	
1 総務費	1 総務管理費	介護施設等整備金 事業補助金	41,500,000 円	41,500,000 円			41,500,000 円			



報告第12号

## 令和7年度泉大津市下水道事業会計予算の繰越しの件

令和7年度泉大津市下水道事業会計予算に係る建設改良費の一部を翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、市議会に報告する。

令和8年6月17日提出

泉大津市長 南 出 賢 一



# 令和7年度泉大津市下水道事業会計予算繰越計算書

## 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳				不 用 額	説 明
						国庫支出金	工事負担金	企 業 債	損益勘定 留保資金		
1 資本的 支 出	1 建 設 改 良 費	夕風町地内 公共下水道 管渠布設工 事	円 213,780,000	円 70,000,000	円 143,780,000	円 35,380,000	円 108,400,000	円	円	円	地中障害物の発生のため、取壊掘削工程に時間を要したことによる工期延期
1 資本的 支 出	1 建 設 改 良 費	令和7年度 泉大津市公 共下水道小 松ポンプ場 の建設工事 委託	円 63,000,000		円 63,000,000	円 31,500,000		円 31,500,000			入札の不調による設計の見直しに時間を要したことによる工期延長



議案第 34 号

## 泉大津市行政手続条例の一部改正の件

泉大津市行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 6 月 17 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

### 理 由

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 63 号）の施行による改正後の行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）において、聴聞及び弁明の機会の付与の通知に係る公示送達デジタル化されたことを踏まえ、泉大津市行政手続条例（平成 10 年泉大津市条例第 12 号）についても同様の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。



## 泉大津市行政手続条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市行政手続条例（平成10年泉大津市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 案	現 行
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。</p> <p>4 前項の公示の方法による通知は、<u>不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲</u></p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること</u>によって行うことができる。<u>この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>[新設]</p>

改 正 案	現 行
<p><u>げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。</u>）は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。</u>）は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、<u>同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について、準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、<u>同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「<u>揭示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>揭示を始めた日から2週間を経過したとき</u>（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>揭示を始めた日の翌日</u>）」と読み替えるものとする。</p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について、準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同項第3号及び第4号</u>」とあるのは「<u>同条第3号</u>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第3項後段</u>」と読み替えるものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

## 泉大津市行政手続条例の一部を改正する条例（案） 要綱

本条例（案）は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行による改正後の行政手続法において、聴聞及び弁明の機会の付与（以下「聴聞等」という。）の通知に係る公示送達デジタル化されたことを踏まえ、泉大津市行政手続条例についても同様の改正を行うものであること。

### 1 改正内容

#### (1) 公示送達の方法の見直し

聴聞等の通知に係る公示送達について、公示事項を規則で定める方法（インターネットを利用する方法）により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を本市の掲示場に掲示し、又は公示事項を本市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものであること。（第15条関係）

#### (2) その他所要の規定の整備を行うものであること。

### 2 施行期日

この条例（案）は、公布の日から施行するものであること。



議案第 35 号

## 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整理に関する条例制定の件

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 6 月 17 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

### 理 由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）が改正されたことに伴う引用条例の条項ずれについて、規定の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。



## 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）

（昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正）

第1条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年泉大津市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 案	現 行
（職員の賠償責任に基づく債務の免除） 第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の9</u> （地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条において準用する場合を含む。）の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和64年1月7日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。	（職員の賠償責任に基づく債務の免除） 第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8</u> （地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条において準用する場合を含む。）の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和64年1月7日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。

（泉大津市病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第2条 泉大津市病院事業の設置等に関する条例（昭和47年泉大津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正

する。

改 正 案	現 行
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の9第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>

(泉大津市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 泉大津市水道事業の設置等に関する条例(昭和42年泉大津市条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 案	現 行
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の9第8項</u>の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議</p>

改 正 案	現 行
会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。	会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。

(泉大津市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 泉大津市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年泉大津市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 案	現 行
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

(参 考)

## 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整理に関する条例（案）要綱

本条例（案）は、地方自治法が改正されたことに伴う引用条例の条項ずれについて、規定の整備を行うものであること。

### 1 改正内容

地方自治法が改正されたことに伴い、地方自治法の条文を引用する昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例、泉大津市病院事業の設置等に関する条例、泉大津市水道事業の設置等に関する条例及び泉大津市下水道事業の設置等に関する条例に条項ずれが生じたため、それぞれ必要な規定の整備を行うものであること。

### 2 施行期日

この条例（案）は、令和8年9月24日から施行するものであること。

議案第 36 号

## 泉大津市市税条例の一部改正の件

泉大津市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 6 月 17 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

### 理 由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）の公布に伴い、個人の市民税及び固定資産税について所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。



## 泉大津市市税条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市市税条例（昭和39年泉大津市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 案	現 案 行
<p>（寄附金税額控除）            第16条の3（略）            2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（<u>法附則第5条の6第3項又は第4項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>（固定資産税の免税点）            第30条 同一の者について市内におけるその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は<u>家屋</u>にあつては30万円、償却資産にあつては<u>180万円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p> <p>附 則            （特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p>	<p>（寄附金税額控除）            第16条の3（略）            2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（<u>法附則第5条の6第2項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>（固定資産税の免税点）            第30条 同一の者について市内におけるその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあつては30万円、<u>家屋</u>にあつては<u>20万円</u>、償却資産にあつては<u>150万円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p> <p>附 則            （特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）</p>

改 正 案	現 行
<p>第 8 条の 3 平成 3 0 年度<u>以後</u>の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 4 条の 5 第 3 項の規定に該当する場合における第 1 3 条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第 1 項」とあるのは「同条第 1 項(第 2 号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第 4 条の 5 第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 3 1 4 条の 2 第 1 項(第 2 号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第 9 条の 2 平成 2 2 年度から<u>令和 2 5 年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 4 1 条又は第 4 1 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合(同法第 4 1 条第 1 項に規定する居住年が平成 2 1 年から<u>令和 1 2 年</u>までの各年である場合に限る。)には、法附則第 5 条の 4 第 5 項(同条第 7 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 1 4 条及び第 1 6</p>	<p>第 8 条の 3 平成 3 0 年度<u>から令和 9 年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 4 条の 5 第 3 項の規定に該当する場合における第 1 3 条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第 1 項」とあるのは「同条第 1 項(第 2 号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第 4 条の 5 第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 3 1 4 条の 2 第 1 項(第 2 号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第 9 条の 2 平成 2 2 年度から<u>令和 2 0 年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 4 1 条又は第 4 1 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合(同法第 4 1 条第 1 項に規定する居住年が平成 2 1 年から<u>令和 7 年</u>までの各年である場合に限る。)には、法附則第 5 条の 4 第 5 項(同条第 7 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 1 4 条及び第 1 6 条</p>

改 正 案	現 行
<p>条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)</p> <p>第9条の3 (略)</p> <p>第9条の4 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、<u>法附則第7条の2第4項(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>に規定するところにより控除すべき額を、第16条の3第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p><u>(特定暗号資産等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</u></p> <p>第18条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、<u>当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第11条第1項及び</u></p>	<p>の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)</p> <p>第9条の3 (略)</p> <p>第9条の4 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第16条の3第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>[新設]</p>

改 正 案	現 行
<p>第2項並びに第14条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第13条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第13条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第18条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(2) 第16条の2から第17条まで、第17条の2第1項、附則第8条の2第1項及び附則第9条の2第1項の規定の適用については、第16条の2中「所得割の額」とあるのは</p>	

改 正 案	現 行
<p>「<u>所得割の額及び附則第 18 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、<u>第 16 条の 3 第 1 項前段、第 17 条、第 17 条の 2 第 1 項、附則第 8 条の 2 第 1 項及び附則第 9 条の 2 第 1 項中「所得割の額」</u>とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第 18 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、<u>第 16 条の 3 第 1 項後段中「所得割の額」</u>とあるのは「<u>所得割の額及び附則第 18 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額</u>」とする。</p> <p>(3) <u>第 18 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 18 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第 18 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</u></p> <p>(4) <u>附則第 8 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 18 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の</u></p>	

改 正 案	現 行
<p><u>金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p>	

### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第30条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日
- (2) 第16条の3第2項及び附則第9条の4の改正規定 令和10年1月1日
- (3) 附則第18条の2の次に1条を加える改正規定及び次条第2項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の附則第9条の2の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項

に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

2 前条第3号に掲げる規定による改正後の泉大津市市税条例附則第18条の3の規定は、同号に掲げる規定の施行の日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の泉大津市市税条例第30条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(参 考)

## 泉大津市市税条例の一部を改正する条例（案）要綱

本条例（案）は、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、個人の市民税及び固定資産税について所要の改正を行うものであること。

### 1 個人の市民税

#### (1) 寄附金税額控除の見直し

復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴い、所要の規定の整備を行うものであること。（第16条の3及び附則第9条の4関係）

#### (2) 特定暗号資産等に係る課税の見直し

特定暗号資産取引に係る課税方法について、暗号資産取引で生じた所得をそれ以外の所得と分離して課税する方法へ見直されることに伴い、所要の規定の整備を行うものであること。（附則第18条の3関係）

### 2 固定資産税の免税点の見直し

物価指数等の上昇を踏まえ、固定資産税の免税点について、家屋に係る免税点を現行の20万円から30万円に、償却資産に係る免税点を現行の150万円から180万円にそれぞれ引き上げるものであること。（第30条関係）

### 3 その他所要の規定の整備を行うものであること。

### 4 附則に関する事項

#### (1) 施行期日

この条例（案）は、令和9年1月1日から施行するものであること。ただし、2は令和9年4月1日から、1の(1)は令和10年1月1日から、1の(2)は金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日から施行するものであること。（改正条例附則第1条）

#### (2) 経過措置

この条例（案）の施行に関し、所要の経過規定を定めるものであること。（改正条例附則第2条及び第3条）

議案第 37 号

## 動 産 買 入 れ の 件

一般家庭ごみ収集等に係る指定ごみ袋を次のとおり買入れたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年泉大津市条例第 6 号）第 3 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 17 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

### 記

- 1 買入れ額 32,322,400 円
- 2 買入れ先 所 在 大阪市東淀川区上新庄一丁目 2 番 7 号  
名 称 株式会社テライ  
取締役 小 川 隆 博



(参 考)


## 物品売買単価仮契約書（概要）


- 1 件名（品名） 泉大津市一般家庭ごみ指定袋購入
- 2 納入期限 令和9年3月31日
- 3 単価契約金額
- |                 |        |
|-----------------|--------|
| 一般家庭ごみ指定袋（450）  | 13.20円 |
| （予定数量 880,000枚） |        |
| 一般家庭ごみ指定袋（300）  | 10.60円 |
| （予定数量 770,000枚） |        |
| 一般家庭ごみ指定袋（150）  | 7.20円  |
| （予定数量 970,000枚） |        |
| 一般家庭ごみ指定袋（7.50） | 5.70円  |
| （予定数量 460,000枚） |        |
- （消費税及び地方消費税を含まない金額）
- 4 契約保証金 泉大津市財務規則（昭和44年泉大津市規則第7号）第114条（契約金額の100分の10に相当する額以上）又は第116条の規定による。

上記物品の買入れについて、発注者泉大津市と受注者株式会社テライは、物品売買単価仮契約を締結するものとする。

なお、この契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年泉大津市条例第6号）第3条の規定により市議会の議決を得たときは、これを本契約とみなし、各々対等な立場における合意に基づいて、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

令和8年4月23日

発注者 泉大津市  
代表者 泉大津市長 南 出 賢 一 

受注者 大阪市東淀川区上新庄一丁目2番7号  
株式会社テライ  
取締役 小 川 隆 博 



## 動 産 買 入 れ の 件

消防署に配置する化学消防ポンプ自動車(Ⅱ型)を次のとおり買入れたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年泉大津市条例第6号)第3条の規定により、市議会の議決を求める。

令和8年6月17日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

### 記

- |        |  |
|--------|--|
| 1 買入れ額 | 91,300,000円  |
| 2 買入れ先 | 所 在 兵庫県三田市テクノパーク32番地<br>名 称 株式会社モリタ関西支店<br>支店長 高 岡 雄 二 |



(参 考)

## 物品売買仮契約書（概要）

- 1 件名（品名） 化学消防ポンプ自動車（Ⅱ型）
- 2 納入場所 泉大津市消防本部
- 3 納入期限 令和10年2月29日
- 4 契約金額 ￥91,300,000－  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額  
￥8,300,000－
- 5 契約保証金 泉大津市財務規則（昭和44年泉大津市規則第7号）第  
114条（契約金額の100分の10に相当する額以上）  
又は第116条の規定による。

上記物品の買入れについて、発注者泉大津市と受注者株式会社モリタ関西支店は、物品売買仮契約を締結するものとする。

なお、この契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年泉大津市条例第6号）第3条の規定により市議会の議決を得たときは、これを本契約とみなし、各々対等な立場における合意に基づいて、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

令和8年4月27日

発注者 泉大津市  
代表者 泉大津市長 南 出 賢 一 印

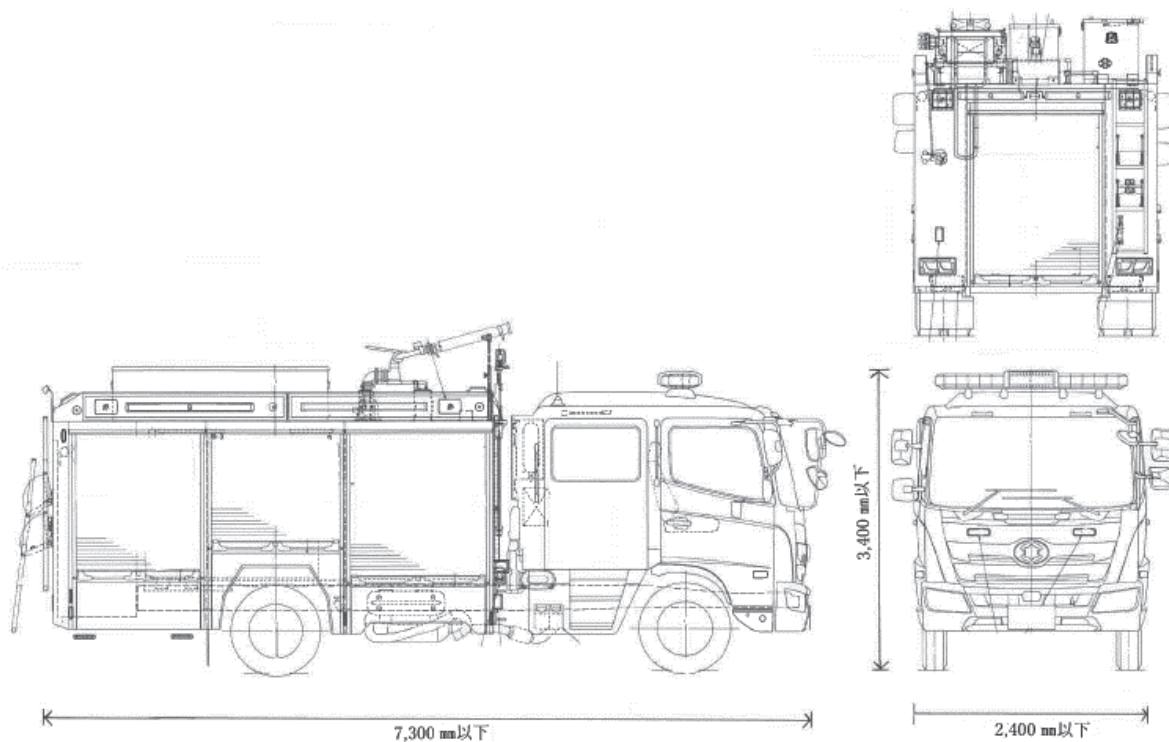
受注者 兵庫県三田市テクノパーク32番地  
株式会社モリタ関西支店  
支店長 高 岡 雄 二 印

### 車両寸法

全長 : 7,300 mm 以下  
全幅 : 2,400 mm 以下  
全高 : 3,400 mm 以下  
車両総重量 : 11,000 kg 未満  
ホイールベース : 3,790 mm 程度

### 車両装備

三連梯子、ホースカー、自立式 LED 投光器、  
エンジンカッター



## 動 産 買 入 れ の 件

消防署に配置する高規格救急自動車を次のとおり買入れたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年泉大津市条例第6号）第3条の規定により、市議会の議決を求める。

令和8年6月17日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

### 記

- |   |      |   |
|---|------|---|
| 1 | 買入れ額 | 38,500,000円   |
| 2 | 買入れ先 | 所 在 大阪市西区立売堀一丁目7番15号<br>名 称 大阪トヨペット株式会社法人営業部<br>部 長 村 内 敬 一 |



(参 考)

## 物品売買仮契約書（概要）

- 1 件名（品名） 高規格救急自動車
- 2 納入場所 泉大津市消防本部
- 3 納入期限 令和9年3月15日
- 4 契約金額 ￥38,500,000－  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額  
￥3,500,000－
- 5 契約保証金 泉大津市財務規則（昭和44年泉大津市規則第7号）第  
114条（契約金額の100分の10に相当する額以上）  
又は第116条の規定による。

上記物品の買入れについて、発注者泉大津市と受注者大阪トヨペット株式会社法人営業部は、物品売買仮契約を締結するものとする。

なお、この契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年泉大津市条例第6号）第3条の規定により市議会の議決を得たときは、これを本契約とみなし、各々対等な立場における合意に基づいて、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

令和8年4月27日

発注者 泉大津市  
代表者 泉大津市長 南 出 賢 一 印

受注者 大阪市西区立売堀一丁目7番15号  
大阪トヨペット株式会社法人営業部  
部 長 村 内 敬 一 印

## 車両寸法

全	長	:	5,650mm以下
全	幅	:	1,900mm以下
全	高	:	2,600mm以下
ホイールベース	:	3,400mm以下	

## 高度救命処置用資器材等

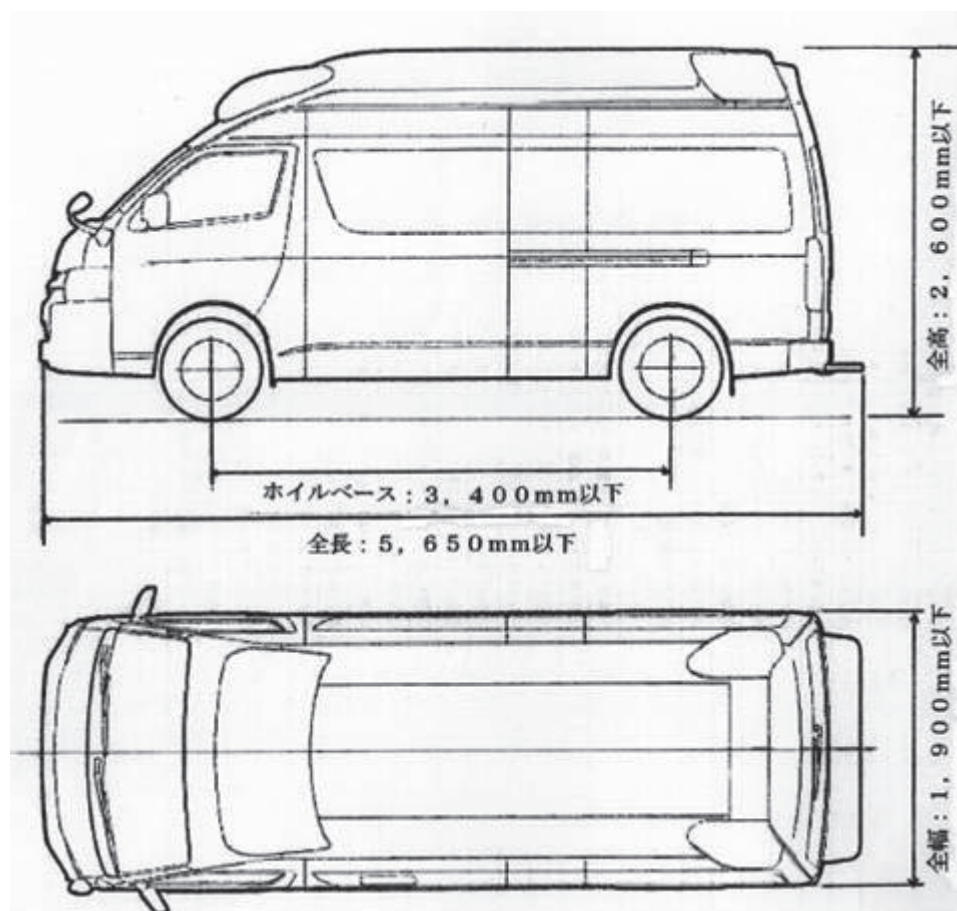
気道確保用資器材一式

半自動式体外式除細動器

輸液用資器材一式

自動心肺蘇生器一式

バイタルサイン測定機器一式



議案第40号

本市の区域内にあらたに生じた土地の確認の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、本市の区域内にあらたに生じた次の土地を確認する。

令和8年6月17日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

場 所	泉大津市夕風町27番地先
面 積	178,295.88平方メートル
備 考	別図の斜線で示す区域

理 由

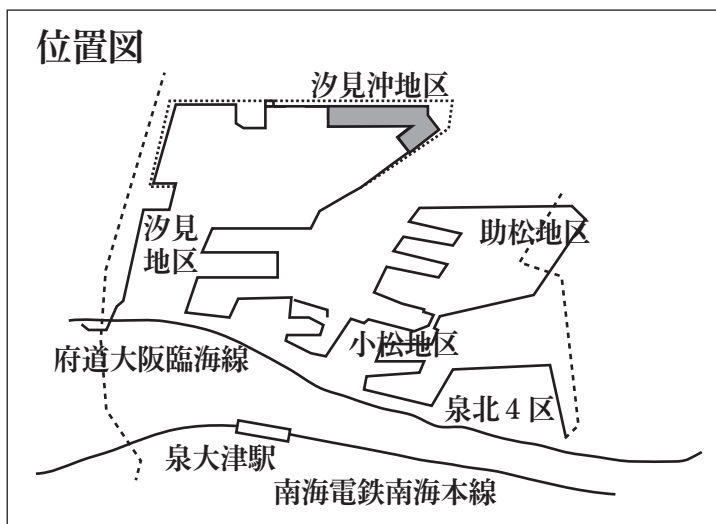
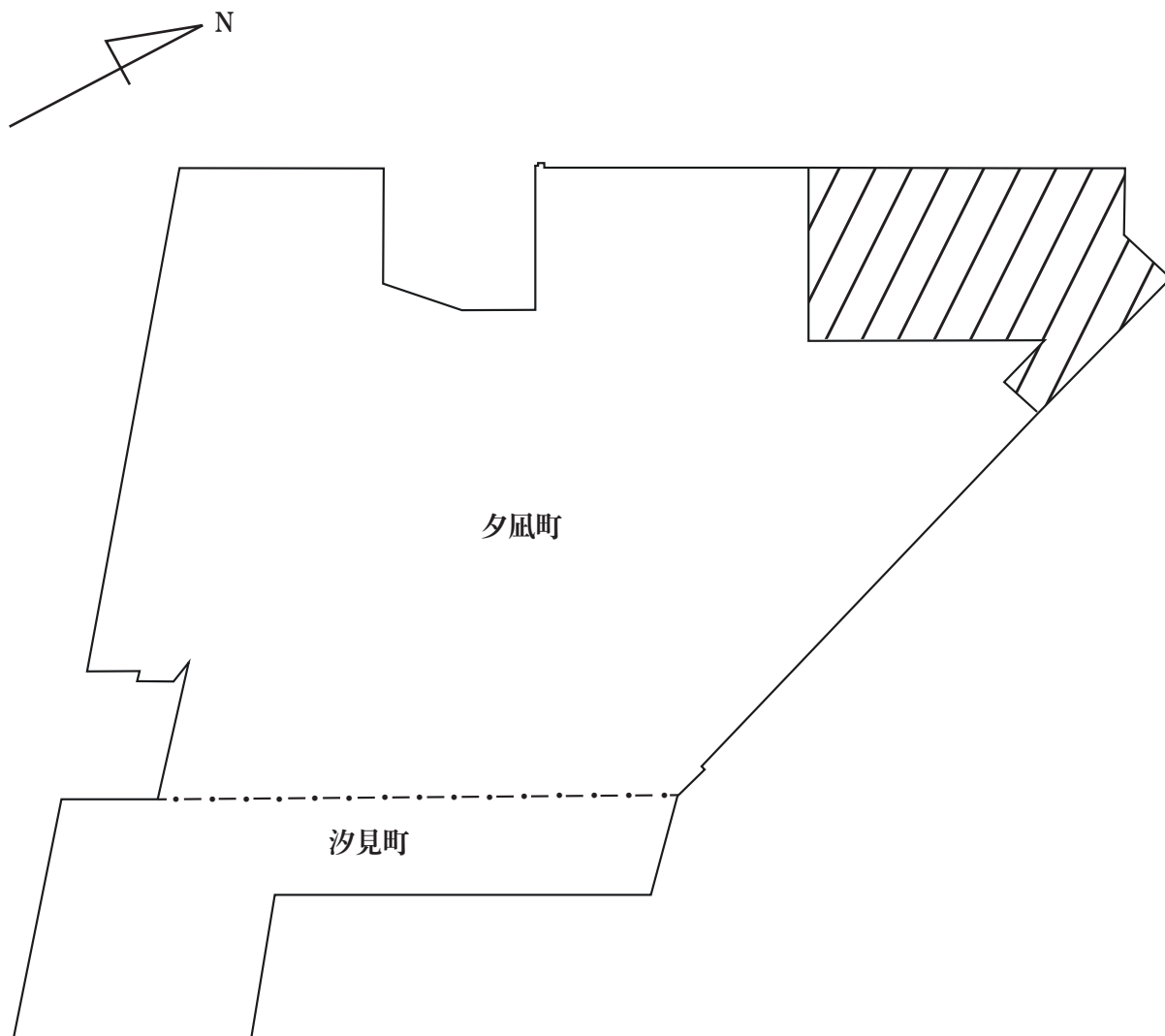
公有水面の埋立てにより、本市の区域内にあらたに生じた土地を確認する必要がある。

これが、この案を提出する理由である。



# 別図

凡例		新たに生じた土地
		町界





議案第 4 1 号

## 町区域の一部変更の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、町区域の一部を変更する。

令和 8 年 6 月 1 7 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

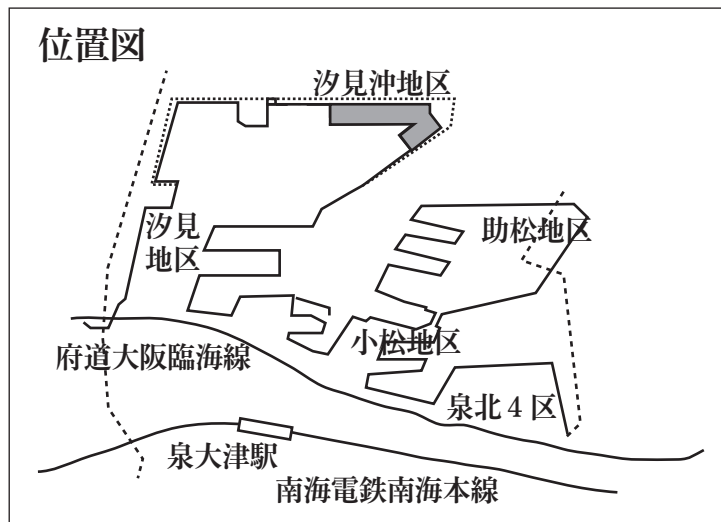
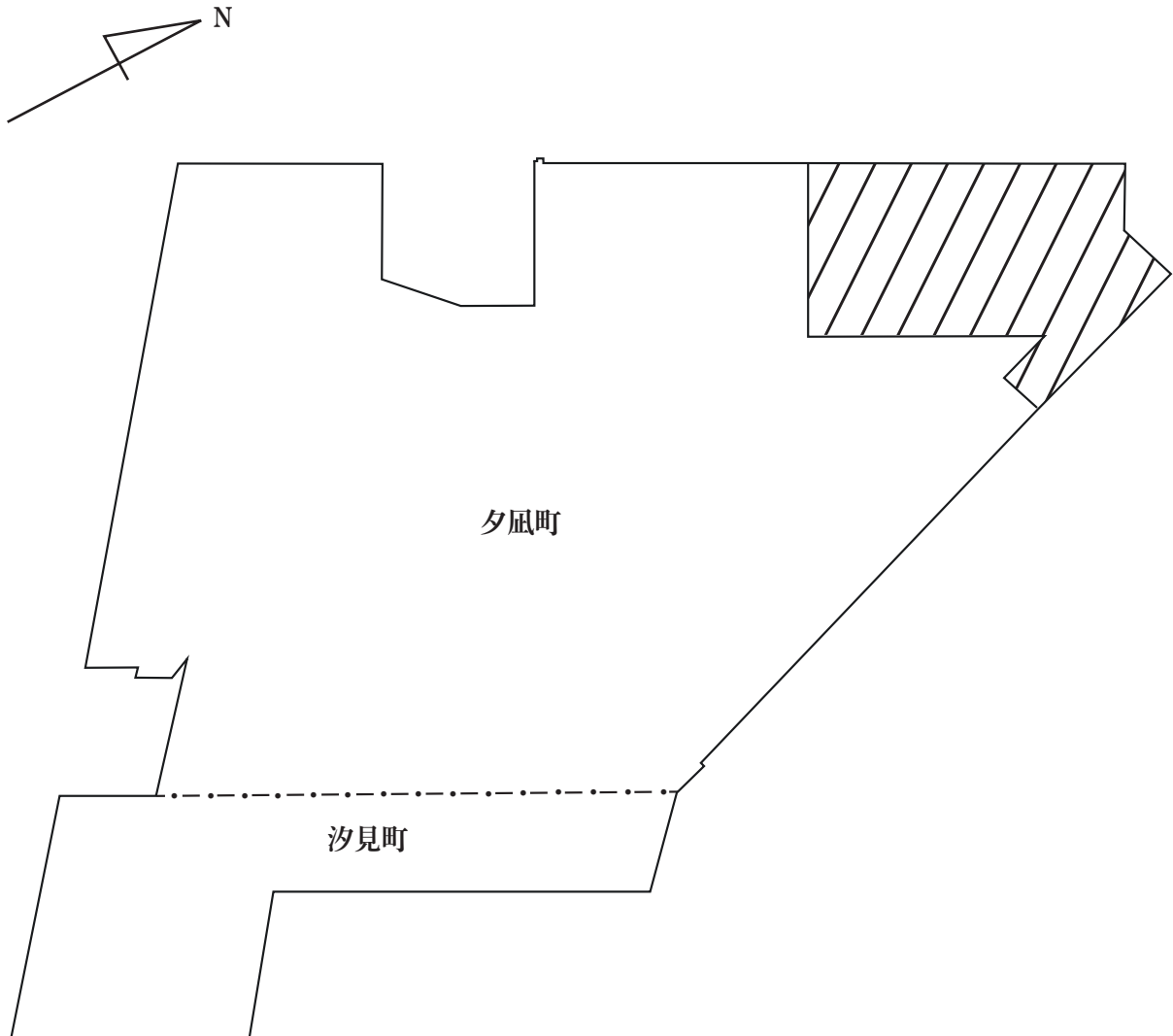
記

公有水面の埋立てによってあらたに生じた別図の斜線で示す区域を、夕凧町の区域に編入する。



# 別図

凡例		編入する区域
		町界





議案第42号

## 指 定 管 理 者 の 指 定 の 件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次の施設の指定管理者の指定について市議会の議決を求める。

令和8年6月17日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

### 記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 泉大津駅第一自転車等駐車場
- (2) 泉大津駅第二自転車等駐車場
- (3) 松ノ浜駅自転車等駐車場
- (4) 松ノ浜駅前第一自転車等駐車場
- (5) 松ノ浜駅前第二自転車等駐車場

2 指定管理者に指定する団体

神奈川県綾瀬市本蓼川271番地  
株式会社イワセ

3 指定の期間

令和8年10月1日から令和13年9月30日まで







## 令和8年度泉大津市一般会計補正予算

令和8年度泉大津市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,372,916千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,038,310千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年6月17日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		8,490,930	△110,213	8,380,717
	1 国庫負担金	7,210,796	134,575	7,345,371
	2 国庫補助金	1,254,048	△244,788	1,009,260
15 府支出金		3,140,400	278	3,140,678
	2 府補助金	758,229	278	758,507
18 繰入金		1,797,532	47,819	1,845,351
	2 基金繰入金	1,749,828	47,819	1,797,647
20 諸収入		789,830	△1,000	788,830
	5 雑入	527,842	△1,000	526,842
21 市債		2,418,400	△1,309,800	1,108,600
	1 市債	2,418,400	△1,309,800	1,108,600
歳 入 合 計		39,411,226	△1,372,916	38,038,310

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		4,348,014	△2,980	4,345,034
	1 総務管理費	3,525,815	△2,980	3,522,835
3 民生費		18,510,409	193,462	18,703,871
	1 社会福祉費	7,695,276	6,995	7,702,271
	2 児童福祉費	6,434,038	1,132	6,435,170
	3 生活保護費	3,528,751	185,335	3,714,086
4 衛生費		3,818,458	3,756	3,822,214
	2 清掃費	1,423,658	3,756	1,427,414
7 土木費		3,370,020	38	3,370,058
	5 下水道事業費	1,238,163	38	1,238,201
9 教育費		4,897,890	△1,567,192	3,330,698
	1 教育総務費	916,829	278	917,107
	2 小学校費	2,464,726	△1,567,470	897,256
歳 出 合 計		39,411,226	△1,372,916	38,038,310

## 第2表 地方債補正

起債の目的		限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
					資金区分	償還期限	据置期間	償還方法	その他
学校教育施設 整備事業費	補正前	千円 1,403,100	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金 又は銀行 その他資金	25年以内	3年以内	半年賦及び 年賦元利均 等、半年賦元 金均等償還 又は満期一 括償還	市財政の都 合により償還 期限を短縮 し、若しくは 繰上償還又 は低利に借 換えすること ができる。
	補正後	93,300	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
(補正額)		△ 1,309,800							
補正前の額		2,418,400							
合計		1,108,600							



# 歳 入 歳 出 補 正 予 算

## 1 総 括 歳 入

款	補 正 前 の 額
14 国庫支出金	8, 4 9 0, 9 3 0
15 府支出金	3, 1 4 0, 4 0 0
18 繰入金	1, 7 9 7, 5 3 2
20 諸収入	7 8 9, 8 3 0
21 市債	2, 4 1 8, 4 0 0
歳 入 合 計	3 9, 4 1 1, 2 2 6

# 事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
△110,213	8,380,717
278	3,140,678
47,819	1,845,351
△1,000	788,830
△1,309,800	1,108,600
△1,372,916	38,038,310

歳 出

款	補正前の額	補正額
2 総務費	4,348,014	△2,980
3 民生費	18,510,409	193,462
4 衛生費	3,818,458	3,756
7 土木費	3,370,020	38
9 教育費	4,897,890	△1,567,192
歳 出 合 計	39,411,226	△1,372,916

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳			
	特定財源			一般財源
	国府支出金	地方債	その他	
4,345,034			△1,000	△1,980
18,703,871	143,901			49,561
3,822,214				3,756
3,370,058				38
3,330,698	△253,836	△1,309,800		△3,556
38,038,310	△109,935	△1,309,800	△1,000	47,819

## 2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 8,490,930	千円 △110,213	千円 8,380,717

### (款) 14 国庫支出金

#### (項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 民生費国庫負担金	7,130,624	134,575	7,265,199
計	7,210,796	134,575	7,345,371

#### (項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 民生費国庫補助金	331,001	9,326	340,327
5 教育費国庫補助金	273,344	△254,114	19,230
計	1,254,048	△244,788	1,009,260

補 正 前	補 正 額	計
千円 3,140,400	千円 278	千円 3,140,678

### (款) 15 府支出金

#### (項) 2 府補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
8 教育費府補助金	293,545	278	293,823

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 生活保護費負担金	134,575	生活保護費負担金

節		説明
区分	金額	
1 社会福祉費補助金	2,859	地域生活支援事業費等補助金 1,386 地域診療情報連携推進費補助金 1,473
2 児童福祉費補助金	566	地域診療情報連携推進費補助金
3 生活保護費補助金	5,901	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
1 小学校費補助金	△254,114	学校施設環境改善交付金

節		説明
区分	金額	
1 教育総務費補助金	278	道徳教育推進事業費補助金

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
計	758,229	278	758,507

補正前	補正額	計
千円 1,797,532	千円 47,819	千円 1,845,351

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 財政調整基金繰入金	966,902	47,819	1,014,721
計	1,749,828	47,819	1,797,647

補正前	補正額	計
千円 789,830	千円 △1,000	千円 788,830

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計
1 雑入	527,842	△1,000	526,842
計	527,842	△1,000	526,842

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

節		説明
区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	47,819	財政調整基金繰入金

節		説明
区分	金額	
1 雑入	△1,000	コミュニティ活動助成金（地域防災組織育成）

(款) 15 府支出金

(項) 2 府補助金

補正前	補正額	計
千円 2,418,400	千円 △1,309,800	千円 1,108,600

(款) 21 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計
5 教育債	1,403,100	△1,309,800	93,300
計	2,418,400	△1,309,800	1,108,600

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 小学校債	△1,309,800	小学校整備事業債

(款) 21 市債

(項) 1 市債

### 3 歳 出

補正前	補正額	計
千円 4,348,014	千円 △2,980	千円 4,345,034

#### (款) 2 総務費

##### (項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
11 災害対策費	53,537	△2,980	50,557			△1,000	△1,980
計	3,525,815	△2,980	3,522,835			△1,000	△1,980

補正前	補正額	計
千円 18,510,409	千円 193,462	千円 18,703,871

#### (款) 3 民生費

##### (項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
6 障がい者福祉費	303,363	6,995	310,358	2,859			4,136
計	7,695,276	6,995	7,702,271	2,859			4,136

##### (項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
5 ひとり親家庭医療助成費	58,678	566	59,244	283			283
6 子ども医療助成費	297,269	566	297,835	283			283

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
12 委託料 18 負担金、補助及び交付金	△1,980 △1,000	1 災害対策事業 △1,980	12 委託料 △1,980 機器保守委託料
		3 自主防災組織活動支援事業 △1,000	18 負担金、補助及び交付金 △1,000 自主防災組織活動助成金（コミュニティ助成）

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
12 委託料	6,995	1 一般事務事業（障がい福祉課） 4,048	12 委託料 4,048 システム改修委託料
		6 重度障がい者医療費助成事業 2,947	12 委託料 2,947 システム改修委託料

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
12 委託料	566	1 ひとり親家庭医療助成事業 566	12 委託料 566 システム改修委託料
12 委託料	566	1 子ども医療助成事業 566	12 委託料 566 システム改修委託料

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
計	6,434,038	1,132	6,435,170	566			566

(項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 生活保護総務費	214,131	5,901	220,032	5,901			
2 扶助費	3,314,620	179,434	3,494,054	134,575			44,859
計	3,528,751	185,335	3,714,086	140,476			44,859

補正前	補正額	計
千円 3,818,458	千円 3,756	千円 3,822,214

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 清掃総務費	631,707	3,756	635,463				3,756
計	1,423,658	3,756	1,427,414				3,756

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
8 旅費	10	2 一般事務事業（生活福祉課） 5,901	8 旅費 10 普通旅費
10 需用費	74		10 需用費 74 消耗品費 50 印刷製本費 24
11 役務費	5,487		11 役務費 5,487 通信運搬費 220 人材派遣料 5,267
12 委託料	330		12 委託料 330 システム保守委託料
19 扶助費	179,434	1 生活保護事業 179,434	19 扶助費 179,434 生活扶助費

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
18 負担金、補助及び交付金	3,756	2 泉北環境整備施設組合負担金事業（清掃） 3,756	18 負担金、補助及び交付金 3,756 泉北環境整備施設組合負担金

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

補正前	補正額	計
千円 3,370,020	千円 38	千円 3,370,058

(款) 7 土木費

(項) 5 下水道事業費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 都市下水道費	3,271	38	3,309				38
計	1,238,163	38	1,238,201				38

補正前	補正額	計
千円 4,897,890	千円 △1,567,192	千円 3,330,698

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
4 教育指導費	200,405	278	200,683	278			
計	916,829	278	917,107	278			

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 学校管理費	2,412,000	△1,567,470	844,530	△254,114	△1,309,800		△3,556

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
18 負担金、補助及び交付金	38	1 泉北環境整備施設組合負担金事業（都市下水道） 38	18 負担金、補助及び交付金 泉北環境整備施設組合負担金 38

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
7 報償費	156	2 小学校教育振興事業 278	7 報償費 講師謝礼 156
8 旅費	101		8 旅費 費用弁償 101
10 需用費	21		10 需用費 消耗品費 21

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
12 委託料	△53,731	5 小学校施設整備事業 （教育政策課） △6,415	14 工事請負費 設置工事費 △6,415
14 工事請負費	△1,513,739		6 小学校施設整備 事業（資産活用 課） △1,561,055
			14 工事請負費 △1,507,324

(款) 7 土木費

(項) 5 下水道事業費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
計	2,464,726	△1,567,470	897,256	△254,114	△1,309,800		△3,556

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳
			補修工事費

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

地方債の当該年度中における増減見込額及び  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	前年度末 現在高	当該年度中の増減見込額						当該年度末現在高見込額	
		当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額			補正前の額	補正後の額
		補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額		
1. 普通債	17,148,738	2,418,400	△ 1,309,800	1,108,600	1,104,338		1,104,338	18,462,800	17,153,000
(1) 総務債	1,080,097	154,200		154,200	74,858		74,858	1,159,439	1,159,439
(2) 民生債	818,706				46,265		46,265	772,441	772,441
(3) 衛生債	233,560	33,500		33,500	33,352		33,352	233,708	233,708
(4) 農林水産業債	2,373				367		367	2,006	2,006
(5) 土木債	4,572,724	441,900		441,900	373,769		373,769	4,640,855	4,640,855
(6) 公営住宅債	937,741	327,500		327,500	37,491		37,491	1,227,750	1,227,750
(7) 消防債	611,627	58,200		58,200	62,415		62,415	607,412	607,412
(8) 教育債	8,891,910	1,403,100	△ 1,309,800	93,300	475,821		475,821	9,819,189	8,509,389
2. 災害復旧債	80,506				20,126		20,126	60,380	60,380
(1) 民生債	4,900				1,225		1,225	3,675	3,675
(2) 衛生債	2,951				738		738	2,213	2,213
(3) 土木債	56,854				14,213		14,213	42,641	42,641
(4) 公営住宅債	700				175		175	525	525
(5) 消防債	900				225		225	675	675
(6) 教育債	14,201				3,550		3,550	10,651	10,651
3. その他債	10,354,328				1,139,749		1,139,749	9,214,579	9,214,579
(1) 減税補てん債	5,856				5,856		5,856		
(2) 臨時財政 対策債	10,284,824				1,129,234		1,129,234	9,155,590	9,155,590
(3) 減収補てん債	63,648				4,659		4,659	58,989	58,989
合 計	27,583,572	2,418,400	△ 1,309,800	1,108,600	2,264,213		2,264,213	27,737,759	26,427,959



